

議第四十号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三六の表一の項中「七、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改める。  
別表第一四十六の表十一の項第一号ホ中「一八、四〇〇」を「二〇、九〇〇」に、「六三、八〇〇」を「七〇、四〇〇」に、「四一、〇〇〇」を「四二、九〇〇」に、「五、〇八〇」を「六、一六〇」に、「三、六七〇」を「四、〇七〇」に、「五、八三〇」を「六、七一〇」に改める。

附則

この条例中別表第一三六の表の改正規定は平成三十一年四月一日から、別表第一四十六の表の改正規定は平成三十一年十月一日から施行する。

提 案 説 明

介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。